

第17回研究会資料

(事務局資料)

目次

I 通信・放送産業のレイヤー化の進展について

I-1. コンテンツのマルチユース化	3
I-2. コンテンツ調達のマルチソース化	4
I-3. IPTVサービスの普及	5
I-4. テレビ局によるコンテンツビジネスの展開	6
I-5. 伝送路の融合	7
I-6. トリプルプレイサービスの拡大	8
I-7. 端末の融合の進展	9

II 公然通信の定義・範囲について

II-1. プロバイダ責任制限法における「特定電気通信」の定義・解説	11
II-2. 過去の報告書における「公然性を有する通信」の内容	12
II-3. 通信の相手方の特定性について（放送との区分関連）	13

III 社会的影響力について

III-1. 過去の報告書における「社会的影響力」の考え方	15
III-2. メディア別広告費の推移・将来予測（インターネット）	16
III-3. 4大メディアとインターネットの利用時間比較	17
III-4. テレビ・ラジオ・インターネットの接触比較	18
III-5. インターネットのインフラ化・メディア化に関する指標	19

IV 諸外国の違法・有害コンテンツ対策の状況

IV-1. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策①【アメリカ】	21
IV-2. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策②【EU全体】	22
IV-3. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策③【イギリス】	23
IV-4. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策④【フランス】	24
IV-5. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策⑤【ドイツ】	25
IV-6. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策⑥【韓国】	26
（参考1）インターネット上の違法・有害コンテンツ対策に係る規律比較	27
（参考2）ネット映像配信に対する放送規律の適用	28

V 有害コンテンツ対策に係る「有害」の定義について

V. 有害コンテンツ対策に係る「有害情報」の内容	30
--------------------------	----

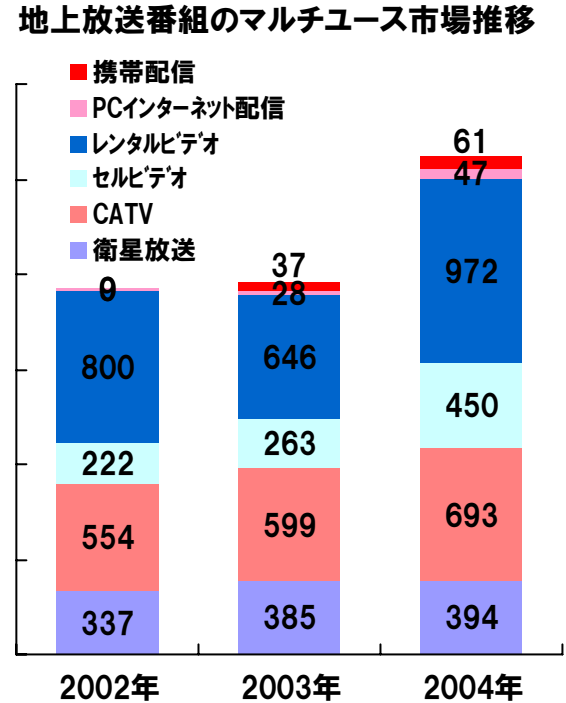
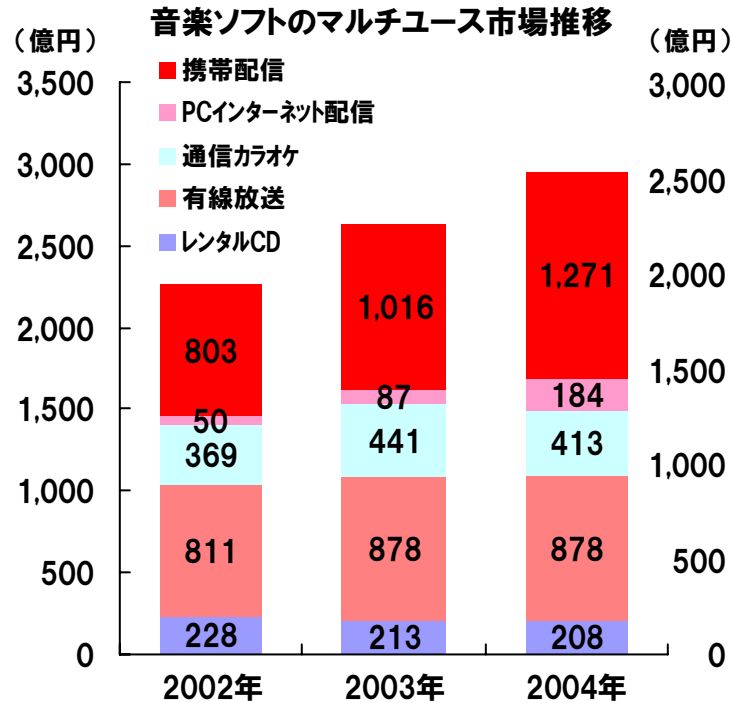
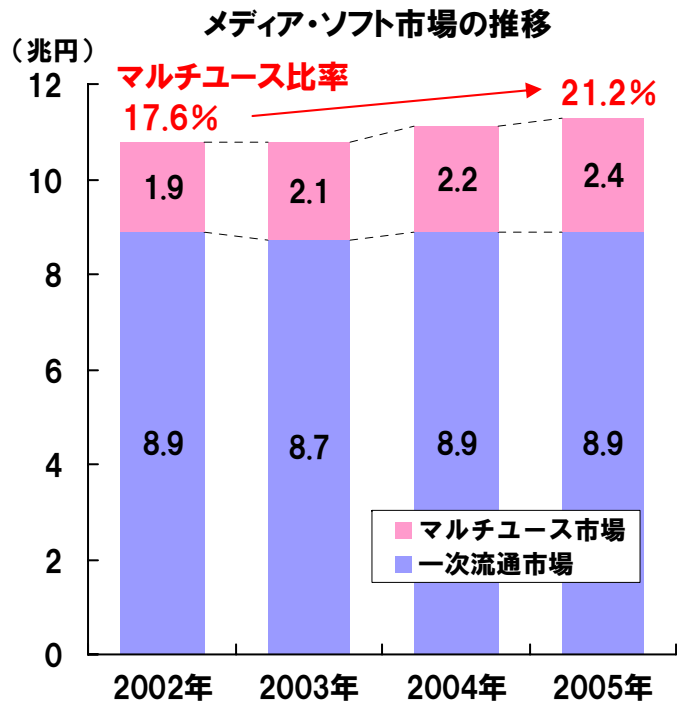
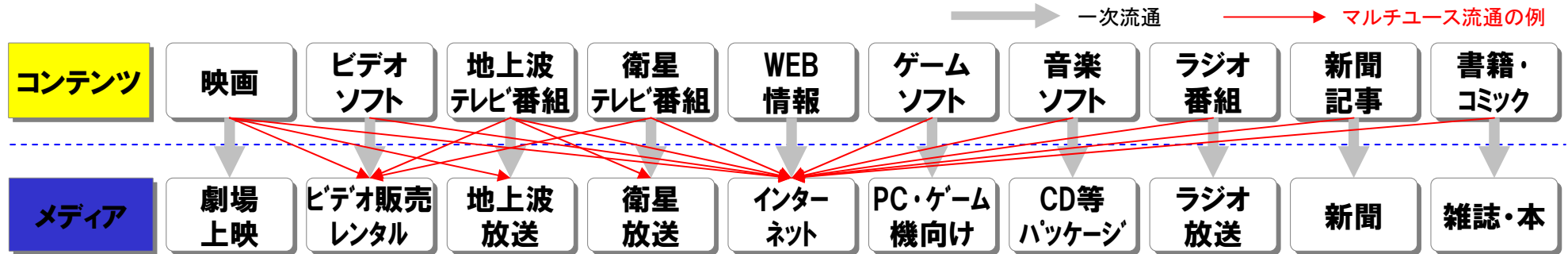
VI レイヤー間規律について

VI. 「ネットワークの中立性に関する懇談会報告書」（2007年9月） （抜粋）	32
---	----

I 通信・放送産業のレイヤー化の進展について

I-1. コンテンツのマルチユース化

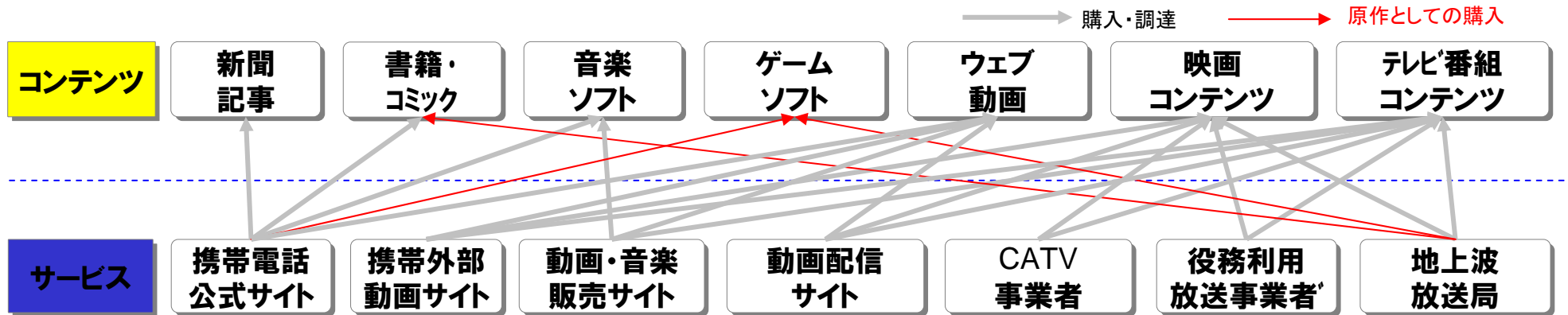
- コンテンツ市場の拡大と共に、コンテンツのマルチユース化が進展。



資料)総務省「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」

I-2. コンテンツ調達のマルチソース化

- コンテンツの調達・編成の際に他のメディアからコンテンツを購入するビジネス手法も一般化。



携帯電話サイトによる新聞速報・記事検索サービスの例

新聞速報	記事検索
朝日・日刊スポーツ (105円/月)	知恵蔵&記事データベース(105円/月)
産経新聞ニュース (105円/月)	
日経・マネー&スポーツ (315円/月)	日経情報サーチ (315円/月)
毎日新聞・スポニチ (無料・105円/月)	
NEWS読売・報知 (84円/月)	

動画配信サイトによる映画上映の例

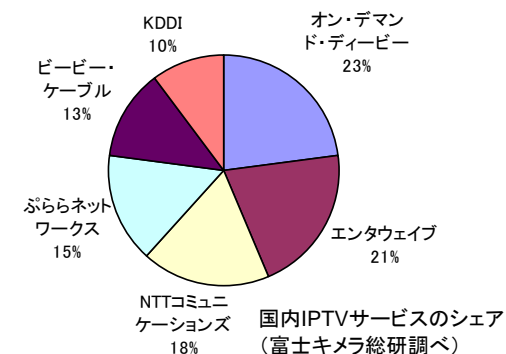
動画配信サイト	上映方法
Gyao(株式会社US EN)	ストリーミング、無料
Yahoo!動画	ストリーミング、無料
Giga Link	ダウンロード、 3~400円程度/本
gooブロードバンドナビ	ストリーミング、 3~400円程度/本
@nifty動画	ストリーミング、 3~400円程度/本
BIGLOBE VIDEO STORE	ストリーミング、 3~400円程度/本

ゲームソフトを原作としたテレビ番組の例

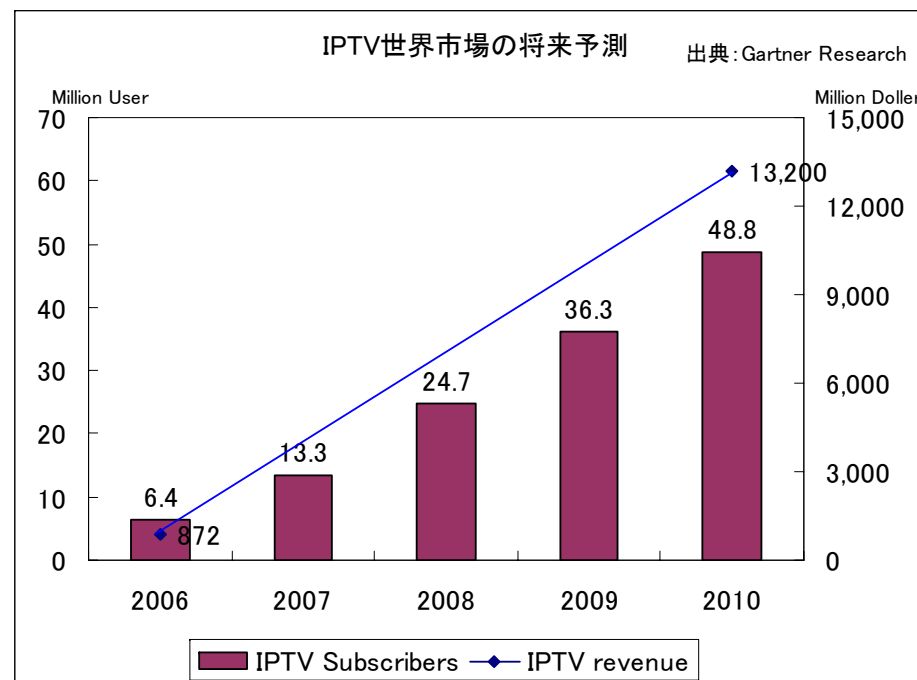
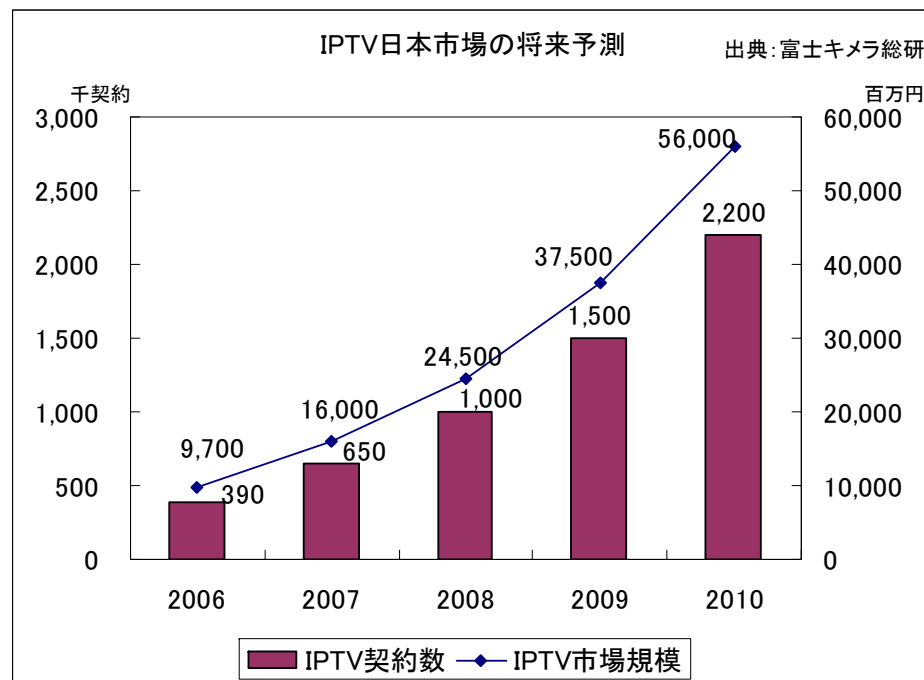
ゲーム	テレビ番組
ポケットモンスター 1996~2006年 任天堂、ゲームボーイ他	1997~現在 テレビ東京系アニメ
かまいたちの夜 1994年 チュソフト、SFC他	2002年7月 TBS系ドラマ
甲虫王者ムシキング 2003年 CAPCOM、アーケードゲーム	2005~2006年 テレビ東京系アニメ
ひぐらしのなく頃に 2002年~2006年 竜騎士07、Windows	2006年~現在 ちばテレビ、東海テレビ等

I-3. IPTV※サービスの普及

- 2006年末時点の国内のIPTV累計契約数(閉域網を利用するものに限る。)は39万件。
 - オン・デマンド・ティービー 9万件、エンタウェイブ 8万件、NTTコミュニケーションズ 7万件、ぷららネットワークス 6万件、ビー・ビー・ケーブル 5万件、KDDI 4万件。(富士キメラ総研調べ)
- IPTV市場は2010年には国内では560億円規模、世界では132億ドル規模となると予測。



※ IPTVとはInternet Protocol TVの略称で「(主としてブロードバンド・アクセス網上に設けられた)IPネットワークを通じ、STB(Set Top Box)に接続したあるいは単独のテレビ受信機等に映像を配信するサービス」のことを指すとされる。



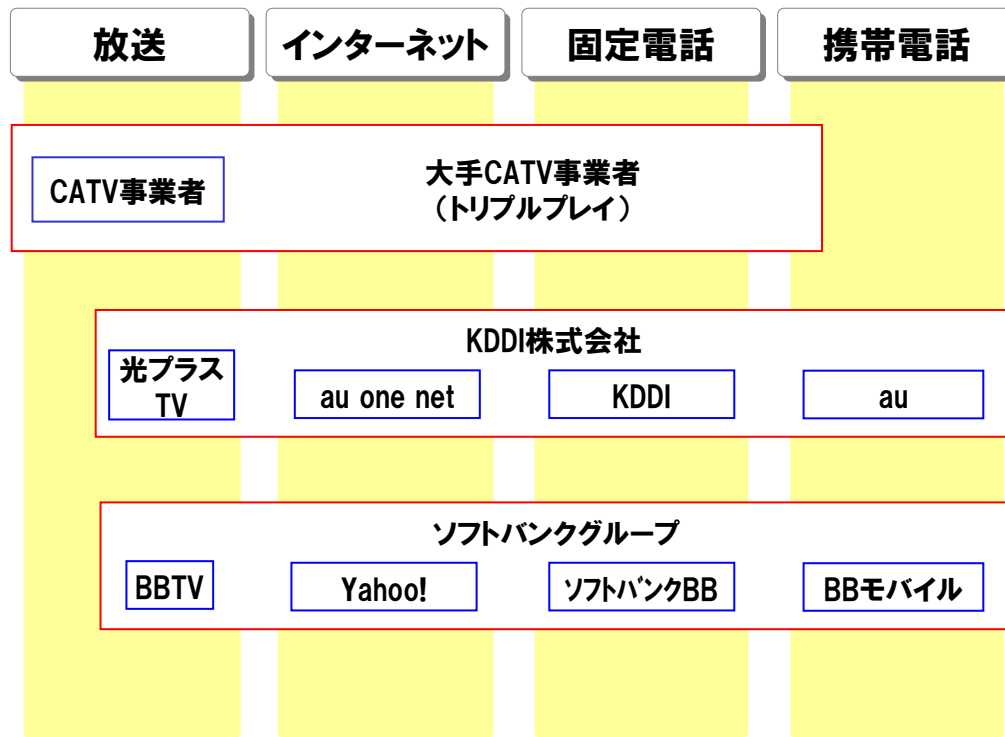
I-4. テレビ局によるコンテンツビジネスの展開

- 欧米ではテレビ局自身によるテレビ番組のストリーミング配信を積極的に展開。

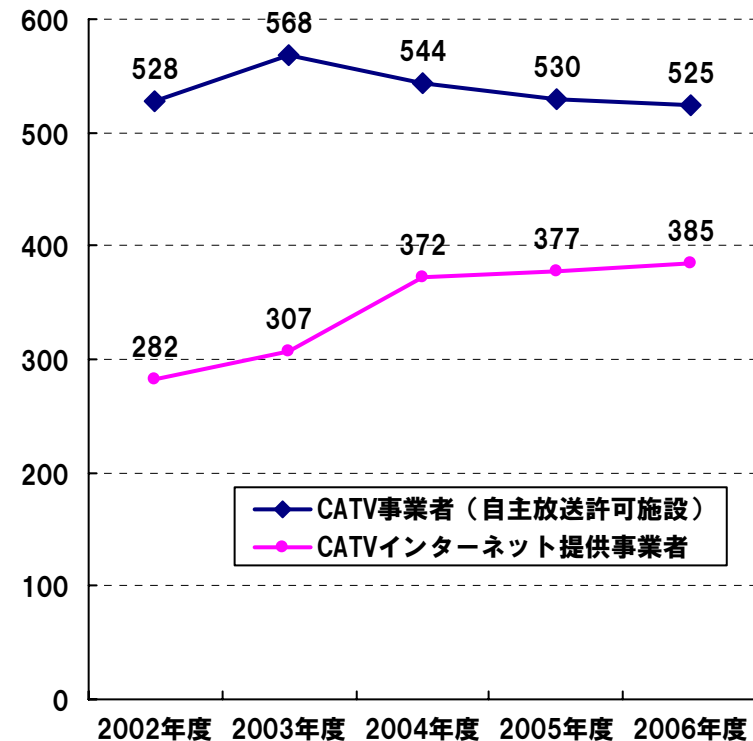
テレビ局	ABC	CBS	FOX	NBC	Channel 4
サービス名	ABC.com	innertube	FOX on Demand	NBC 24/7	4oD
国名	アメリカ	アメリカ	アメリカ	アメリカ	イギリス
ジャンル	ドラマ、バラエティなど	ドラマ、バラエティ、ニュースなど	ドラマ、バラエティなど	ドラマなど	ドラマ、バラエティ、ニュースなど
番組例	Desperate Housewives、LOSTなど	CSI、Survivor、Jerichoなど	PRISON BREAK、24など	Late Night with Conan O'Brien、Heroes等	Channel4製作の全番組。
料金	無料（広告付）	無料（広告付）	無料（広告付）	無料（広告付）	ストリーミングは無料、DLは有料（99pense~/1本）
配信形態	ストリーミング	ストリーミング	ストリーミング	ストリーミング	ストリーミング／ダウンロード
配信時	翌日	月～金の週5回	放映後	翌日	多くは放送直後

I-5. 伝送路の融合

- 伝送路の高度化・大容量化に伴い、同一のネットワークで通信・放送の両コンテンツの伝送が可能に。
- トリプルプレイサービスが拡大しているほか、同一事業者・グループ内の事業者が固定電話サービスと携帯電話サービスを提供している事例も増加。



インターネットサービスを提供するCATV事業者数推移



I-6. トリプルプレイサービスの拡大

サービス名	電話サービス	インターネット 接続サービス	映像配信サービス	3サービス込みの 基本料金 ※1
ぷらら光 トリプルパック ※ ぷららネットワークス	ぷららフォンfor フレッツ間無料 国内8.4円(3分間) ※ ぷららネットワークス提供	最大100Mbps ※ ぷららネットワークス提供	多チャンネル放送(約60ch)、VOD(約5,000本) ※ 4th MEDIA(オンラインティーヴィ)提供	10,374円(一戸建) 7,538円(マンション)
フレッツ光プレミアム※2 (NTT西+OCN+オンデマンドTV) ※ NTT西	ドットフォン間無料 国内8.4円(3分) ※ OCN提供	最大100Mbps ※ OCN提供	多チャンネル放送(34Ch以上) VOD(約4,000本) ※ 多チャンネル放送:オンデマンドTV(アイキャスト)提供 VOD:オンデマンドTV提供	9,944円(一戸建) 7,760円(マンション)
OCN 光 with フレッツ ※ OCN(NTTコミュニケーションズ)	ドットフォン間無料 国内8.4円(3分) ※ OCN提供	最大100Mbps ※ OCN提供	VOD(100タイトル見放題) ※ OCN提供	8,694円(一戸建) 6,122円(マンション)
ひかりONE ※ KDDI	光one電話間等無料 国内8.4円(3分) ※ KDDI提供	最大100Mbps ※ KDDI(DION)提供	多チャンネル放送(35Ch) VOD(約5,000本)、通信カラオケ ※ KDDI提供	8,610円(一戸建) 7,350円(マンション)
ケーブルプラス ※ KDDI+連携CATV会社	県内8.4円(3分) 県外15.75円/3分 ※ KDDI提供	各CATV会社のサービスによる 参考:最大100~20Mbps ※ 連携CATV会社提供	各CATV会社のサービスによる 参考:多チャンネル放送(100Ch、地上・BS・CS)など ※ 連携CATV会社提供	各CATV会社により料金は異なるが、 JCN千葉の場合、 9,901円
Yahoo BB光 TV package ※ソフトバンクグループ	BBフォン間無料 国内8.4円(3分) ※ YAHOO BB提供	最大100Mbps ※ YAHOO BB提供	多チャンネル放送(41Ch) VOD(約5,000本) ※ ビー・ビー・ケーブル提供	7,234円(一戸建) 4,766円(マンション)
J:COM ※ ジェイコム東京	市内8.3円(3分) J:COM Phone間 5.3円(3分) ※ ジェイコム東京提供	最大30Mbps ※ ジェイコム東京提供	CATV多チャンネル放送(101Ch以上)、VOD(約4,800本以上) ※ ジェイコム東京提供	11,350円

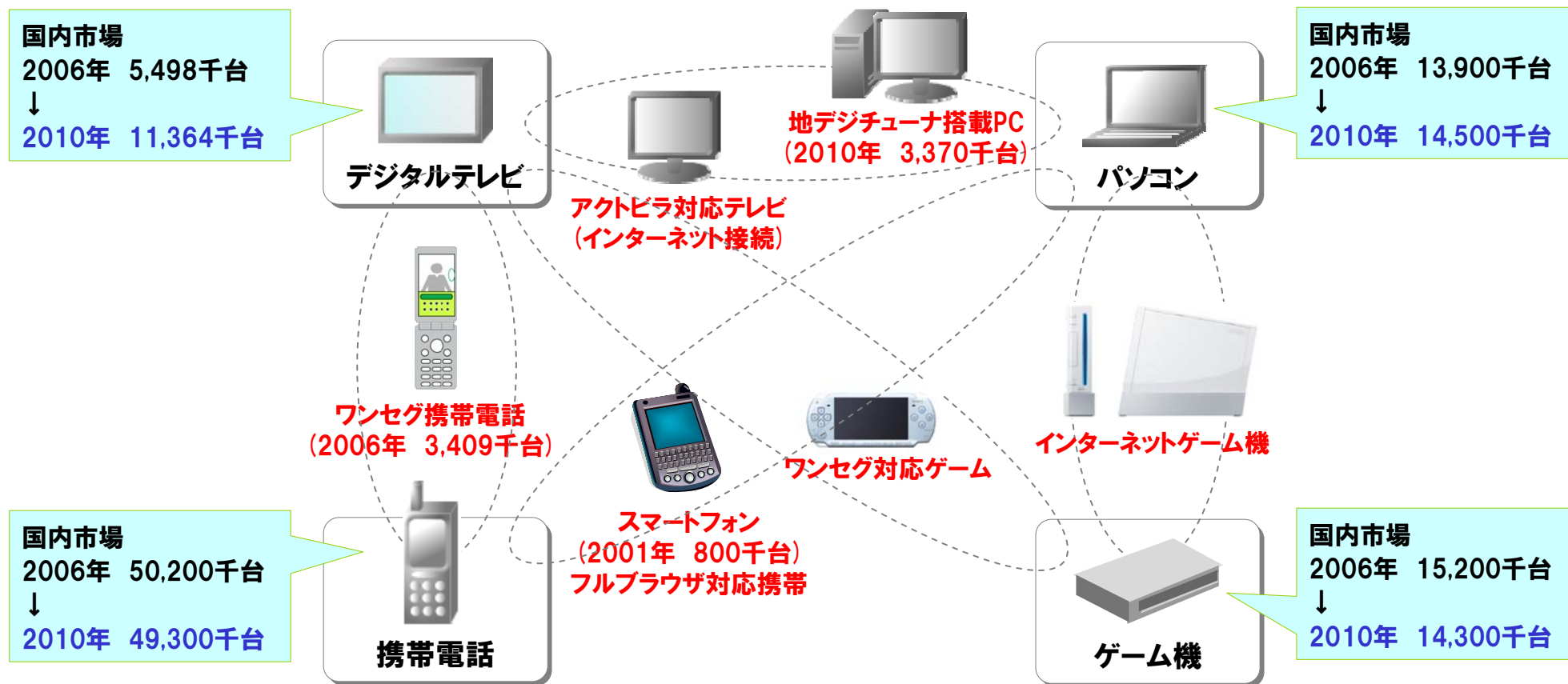
※1 テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金を基本としていますが、各サービス内容が異なるため、一概に金額の比較はできない。

※各社HP等より総務省作成

※2 フレッツ光プレミアムについては、インターネット接続サービス、映像配信サービスについては、他のサービス提供会社を選択可能。

I-7. 端末の融合の進展

- 従来はサービスや伝送路により異なる端末が用いられていた。しかし、PC、携帯電話(フルブラウザ搭載機種等)、ゲーム機(通信機能+ブラウザ搭載機種)の間では、コンテンツの差は事実上無くなっている。
- 地デジチューナ搭載PC、ワンセグ受信端末(PC、携帯電話、受信モジュール、電子辞書、その他)など、TV放送受信端末も多様化している。TVによるインターネット接続も可能になっている。



資料)国内市場の数値は、JEITA「AV主要品目世界需要予測」(2007)、富士キメラ総研「2007情報機器マーケティング総覧」(2006)

Ⅱ 公然通信の定義・範囲について

Ⅱ-1. プロバイダ責任制限法における「特定電気通信」の定義・解説

1 「特定電気通信」の定義

不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)

【特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第1号】

2 用語の解説

①「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」

インターネット上のウェブページ、電子掲示板等は、電気通信の一形態ではあるが、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(=有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号)の送信であることから、このような形態で送信される電気通信を通信概念から切り出し、「特定電気通信」としたものである。電子メール等の1対1の通信は、「特定電気通信」には含まれない。なお、多数の者に宛てて同時に送信される形態の電子メールの送信も、1対1の通信が多数集合したものによらず、「特定電気通信」には含まれない。

特定電気通信は、特定電気通信設備(第2号)の記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信される形態で行われるもの(蓄積型)と特定電気通信設備の送信装置に入力された情報が不特定の者に送信される携帯で行われるもの(非蓄積型)がある。蓄積型に該当するものは、ウェブページ、電子掲示板、いわゆるインターネット放送(オンデマンド型のもの)など、非蓄積型に該当するものは、いわゆるインターネット放送(リアルタイム型のもの)などが考えられる。

②「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」

「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とは、いわゆる広義の「放送」のことである。放送に該当する電気通信の送信については、放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法等において、別途の規律が図られており、本法律の対象とする必要はないことから、本法律において対象とする通信から除くこととしている。

Ⅱ-2. 過去の報告書における「公然性を有する通信」の内容

○ 21世紀に向けた通信・放送の融合に関する懇談会報告書(平成8年6月)

従前、公然性を有する電気通信は、公衆に対する情報発信として、主として放送と位置づけられてきたが、近年、それ以外にも新たな新たに公然性を有する電気通信が出現している。即ち、情報発信力の向上、情報蓄積の高度化等により、パソコン通信の電子掲示板、インターネットのホームページ等通信としての基本的特性は有しながら実質的に通信内容の秘匿性がない、いわば「公然性を有する通信」が登場している。

○ 電気通信における利用環境整備に関する研究会報告書(平成8年12月)

インターネットにおける情報を見ると、電子メールのような特定人との通信のみならず、ワールド・ワイド・ウェブ(WWW)のホームページのように不特定多数の利用者に対する情報発信、ネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等、発信者が情報内容を一般に公開することを意図している場合がある。そこで、インターネットの有する情報提供形態に着目すると、現行の通信・放送の法体系とは別に、「公然性を有する通信」といった第三の Kategorie を設ける必要があるという意見がある。

(中略)

従来、インターネット上の情報については、電気通信事業法が保障する通信の秘密(4条)として保護されてきた。電子メールのような特定人に宛てた通信については、電話による通信と同様に、通信内容の秘密が保護される必要がある。しかしながら、インターネットのホームページのような「公然性を有する通信」については、発信者が不特定多数の者に対して通信内容を公開することを前提としているので、発信者には通信内容を秘密にする意思がない場合が多いと考えられる。

○ 電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会報告書(平成9年12月)

インターネットにおいては、電子メールのような1対1の通信に加え、WWW(ワールド・ワイド・ウェブ)やネットニュース等、不特定多数の者によって受信されることを目的としており、実質的に通信内容に秘密性が認められない通信も含まれている。こうしたいわゆる公然性を有する通信は、機能的には、公衆(不特定多数)向けの一方型情報発信としての放送と類似する面があり、その影響力において1対1の通信とは別個のルールを考える余地があるとの見解がある。

(中略)

本報告書では、その通信形態から通信内容に秘密性が認められず、また情報が不特定多数に流通することから1対1の通信とは異なった扱いをすることが適当なものを公然性を有する通信と呼ぶこととし、典型的なものとして、誰でもアクセス可能なインターネットのホームページを念頭に置いて検討する。また、パソコン通信サービスにおける各種のサービス(電子掲示板、フォーラム・SIG等)についても、インターネットのホームページと同様に公然性を有する通信の類型に含めて考えることとする。

○ 情報通信の不適正利用と苦情対応の在り方に関する研究会報告書(平成11年2月)

いわゆる「公然性を有する通信」については、厳密に定義することは困難であるが、ここでは、不適正利用に対する電気通信事業者の対応の観点から、インターネット上のホームページや電子掲示板のように、不特定又は多数の者が同一のコンテンツにアクセスすることができる通信であり、かつ電気通信事業者も一般の利用者と同様の立場において情報にアクセスが可能で、その情報の削除又は表示停止等の措置が可能な通信とする。これに対して「1対1通信」は特定者間の通信であり、通信当事者の許諾を得た者以外の者が内容にアクセスすることが許されない電話、FAX、電子メールとする。

Ⅱ-3. 通信の相手方の特定性について(放送との区分関連)

「通信と放送の境界領域的サービスに関する研究会」中間報告(平成元年2月)

- 通信の相手方が「特定」されていないのが公衆に対する通信である。したがって、通信の相手方の特定性について検討することにより公衆に対する通信であるか否かを判断することができる。
- 通信の相手方が特定しているためには、送信者と通信の相手方との間の特定の関係あるいは通信の相手方に特定の属性が存在しており、通信の相手方が不特定多数に及ぶものではないこと、しかもこうした特定の者を通信の相手方としようとする送信者の意図が、送信者の主観のみではなく客観的に認められることが必要である。

【通信の相手方の特定性を判断する基準】

- ①を中心としてこれらの事項を総合的に判断して、受信者を特定しようとする送信者の意図が認められるかどうかを検討することが妥当
- ③～⑤は、直接的なメルクマールとはなりえないが、送信者の意図を推定する際の参考

① 送信者と受信者との間の紐帯関係の強さの程度、受信者における属性の強さの程度

本社、支社間の通信など送信者と受信者の紐帯関係や受信者の属性の程度が強く、当該関係に他者が入る余地がないものは、これだけで特定者に対する通信と認められる。一方、当該紐帯関係に入る機会が広く開かれており、当該関係においてのみ通信の相手方としての特定性が認められる場合(相対的な紐帯関係)は、②の通信事項もあわせて勘案し、特定性を判断することが必要となることがある。

会員組織等において、入会の要件が不特定多数に開かれており、受信することそのものが入会の目的である等有料放送と同一視できるようなものについては、特定性は認められない。

② 通信の事項

通信の事項が送信者と受信者の紐帯関係や受信者の属性を前提としたものであれば、その通信における受信者の特定性が認められる。逆に当該紐帯関係や属性と通信の事項に関係がなければ、これにより受信者としての特定を認めることは困難である。

③ 情報伝達型式の秘匿性

④ 受信機の管理

スクランブルなど情報の伝達型式に秘匿性があり、あるいは送信者が受信機を実際に支配、管理しているような場合には、送信の相手方として特定の者のみに送信しようとする意図を認めることができる。ただし、送信の相手方と意図する者が①、②により特定されていることが必要である。

⑤ 広告の有無

情報に広告が付されていれば、情報を不特定多数の者に公開しようとする意図が推定される場合がある。

通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン

- 上記中間報告を踏まえて、平成9年12月18日に策定、平成13年12月26日に改定。
- 以下に例示的に掲げる類型については、特定の者のみに受信させることを目的として送信しようとする送信者の意図が、送信者の主観だけでなく客観的にも認められる行為であり、したがって、通信として放送とは区別される。
 - ・ 医師会や弁護士会がその会員に対して行う会報等関連情報の配信
 - ・ 予備校が、その予備校生に対して行う授業映像等の配信
 - ・ レンタルビデオショップが、そのレンタルビデオ会員に対して行う会報等会員情報の配信
 - ・ 販売員宅への営業情報等の配信
 - ・ 百貨店が、そのカード会員に対して行う会報等会員情報の配信
 - ・ クレジットカード会社が、そのカード会員に対して行う会報等会員情報の配信

Ⅲ 社会的影響力について

- Ⅲ－1. 過去の報告書における「社会的影響力」の考え方
- Ⅲ－2. メディア別広告費の推移・将来予測(インターネット)
- Ⅲ－3. 4大メディアとインターネットの利用時間比較
- Ⅲ－4. テレビ・ラジオ・インターネットの接触比較
- Ⅲ－5. インターネットのインフラ化・メディア化に関する指標

Ⅲ-1. 過去の報告書における「社会的影響力」の考え方

○ 放送政策研究会最終報告(平成15年2月)(抄)

I 放送を取り巻く状況

1 メディア環境の変化

(2) 変化が見られない主な点

- ① 放送の社会的影響力については、特に地上テレビジョン放送については、全世帯に広く普及し平均視聴時間も他のメディアに比べて長いなど、大きな社会的影響力が依然存在している。

○ デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会最終報告(平成18年10月)(抄)

第1章 放送を取り巻く環境の変化

2 視聴者を取り巻く環境変化

(3) 視聴時間の変化

視聴者の一日当たりの視聴時間(全日平均)は、ここ数年大きな変化がなく、平成18年4月で、地上テレビジョン放送について3時間46分、ラジオについて36分となっている。一方、衛星放送については増加傾向にあるものの、BS放送、CS放送を合わせて10分となっている。このように、地上テレビジョン放送の社会的影響力は依然として大きいものとなっている。

第4章 衛星放送についての規律の在り方

2 BS放送についての規律の在り方

(1) BS放送を取り巻く環境の変化

ウ 社会的影響力

広告放送を主体とするBSデジタル放送は、受信可能世帯数が1,740万世帯となるなど順調に発展している。

他方、視聴者の一日当たりの視聴時間はBS放送・CS放送を合わせても10分(地上テレビジョン放送は3時間46分)であること等からすれば、BSデジタル放送の社会的影響力は、地上放送に比べ依然として低いものと考えられる。

○ 2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会報告書(平成19年7月)(抄)

第4章 2010年までの当面の課題と諸方策

2 BS放送についての規律の在り方

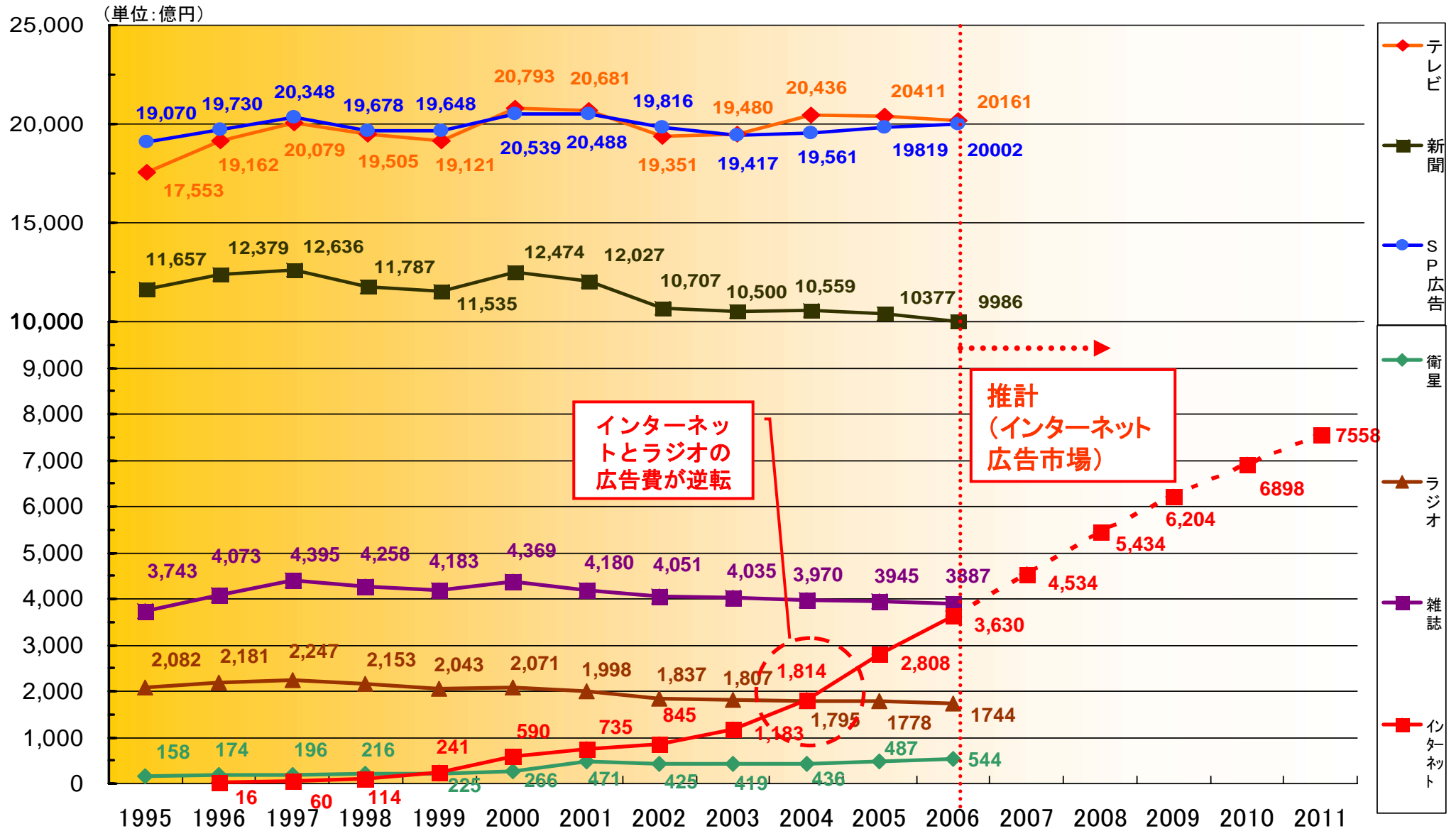
(4) IPTV等IPネットワークを活用する映像配信に関する対応

② VOD等の映像伝送サービスのコンテンツ規律の在り方の検討

インターネット上での映像配信等いわゆるVODサービスについては、「通信」サービスに該当するという整理がされているところであるが、今後、より「放送」に近い社会的影響力をもったサービスが実用化された場合、そのような通信・放送の境界領域に位置するサービスに対する規律をどのように考えるかについては、通信・放送法制全体の重要な課題である。

実際に、我が国においても、先に述べたように、GyaOの視聴登録者数が約1,200万(2006年10月末現在)を超えるなど、視聴者数等から見た社会的影響力も大きなものとなっていると考えられる。

Ⅲ-2. メディア別広告費の推移・将来予測(インターネット)

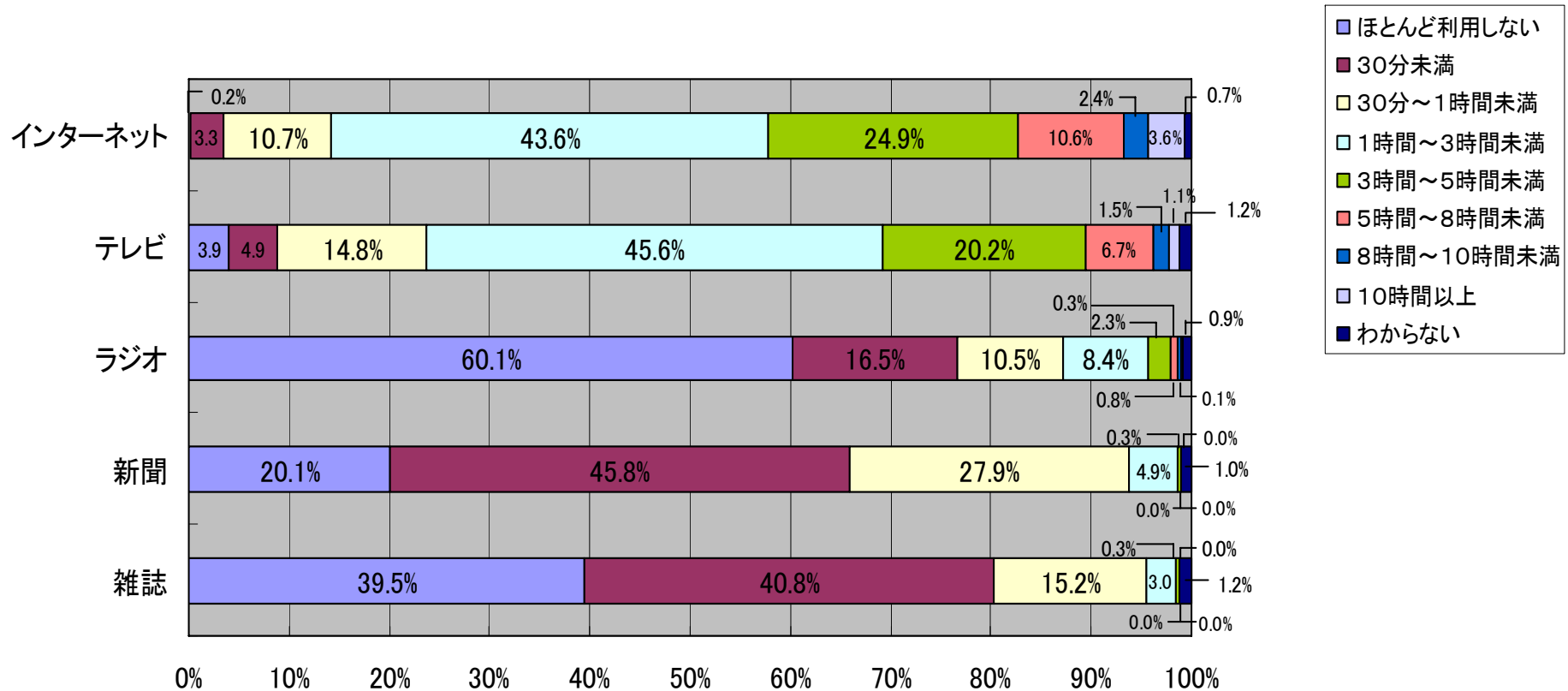


(注1) 衛星は衛星放送、CATV、文字放送等に投下された広告費
 (注2) SP(セールスプロモーション)広告…販売促進を目的とする短期的な広告

(年度)

(出典) 『情報メディア白書 2006』、電通及び電通総研ウェブサイト、電通及び電通総研発表資料より作成

Ⅲ-3. 4大メディアとインターネットの利用時間比較

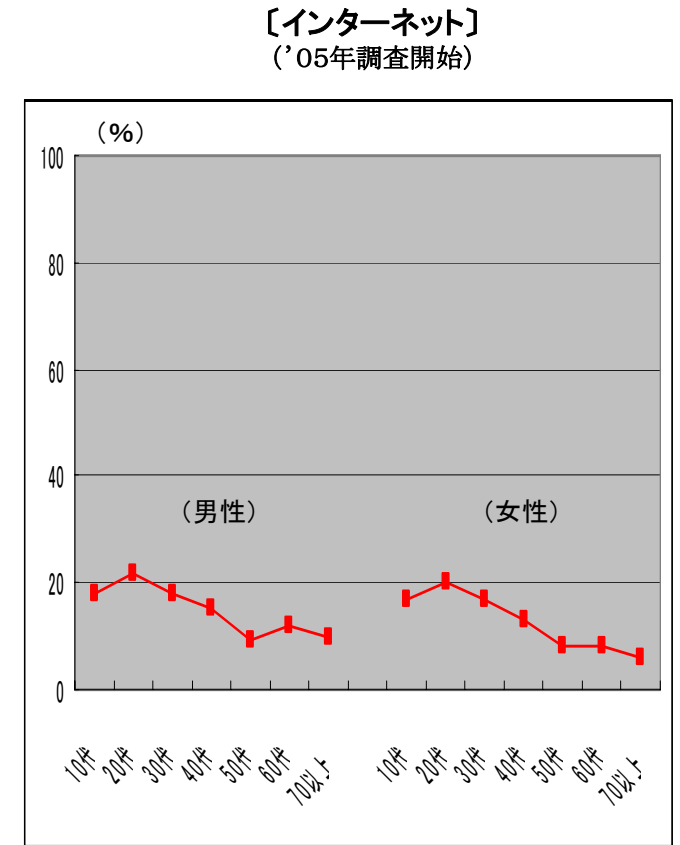
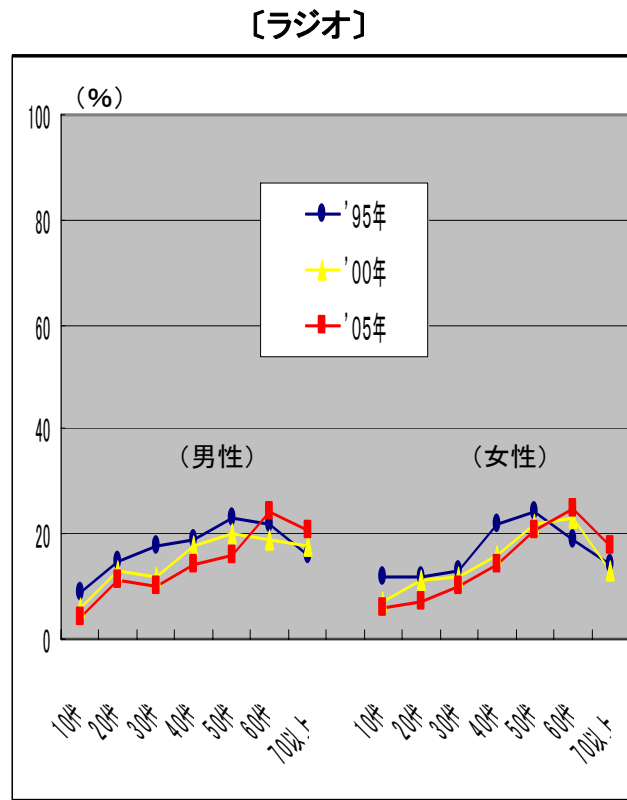
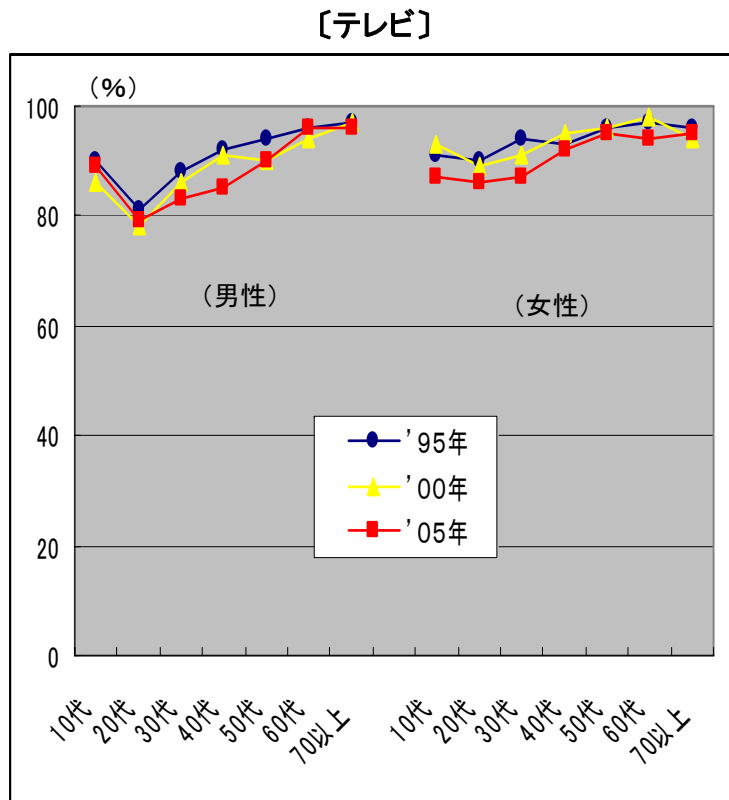


(出典) インターネット白書2006

1日当たりの利用時間をみると、インターネットとテレビの利用時間で同傾向がみられ「1時間～3時間未満」「3時間～5時間未満」が主流となっている。また常時接続の影響からか、インターネットは「10時間以上」の比率が高い。雑誌、新聞は30分未満が多く、新聞については朝夕の配達時や移動時間などに利用されると思われる。

Ⅲ-4. テレビ・ラジオ・インターネットの接触比較

【1日の行為者率の'95年、'00年、'05年の変化(平日・男女年齢層別)】



【1日の全員平均時間の'95年、'00年、'05年の変化(平日・国民全体)】

〔テレビ〕

'95年	'00年	'05年
3時間19分	3時間25分	3時間27分

〔ラジオ〕

'95年	'00年	'05年
26分	21分	23分

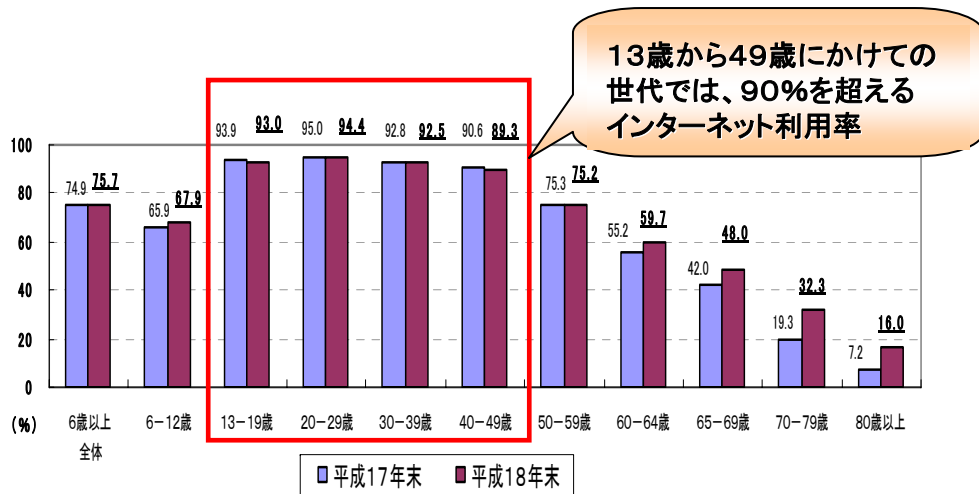
〔インターネット〕
('05年調査開始)

'05年
13分

- 1日の行為者率：24時間に該当の行動を少しでも(15分以上)した人が全体の中で占める割合
- 全員平均時間：該当の行動をしなかった人も含めた調査相手全体がその行動に費やした時間量の平均

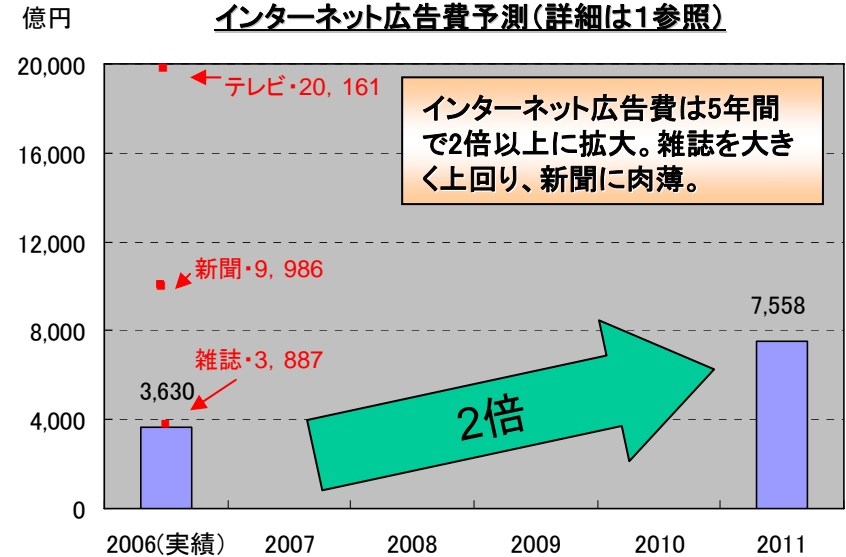
Ⅲ-5. インターネットのインフラ化・メディア化に関する指標

インターネットの利用状況



(出典) 平成18年通信利用動向調査(総務省)

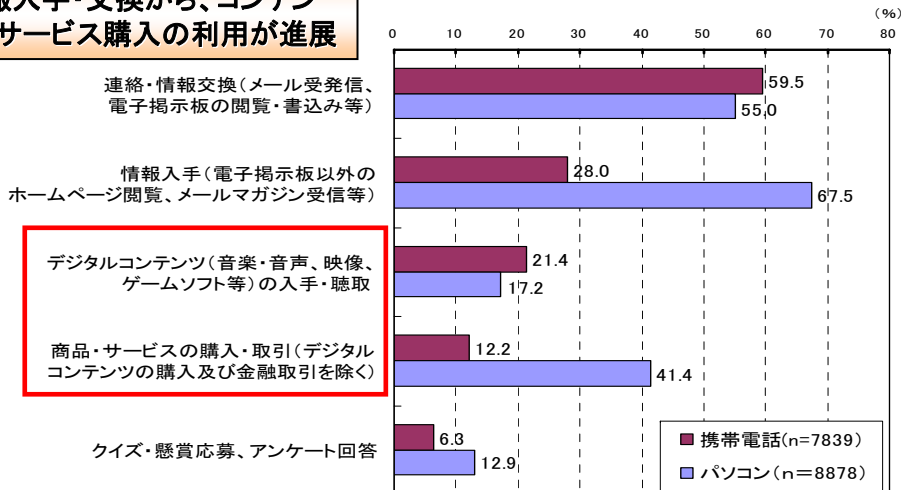
インターネット広告費予測(詳細は1参照)



(出典) 電通、電通総研発表資料を参考に作成

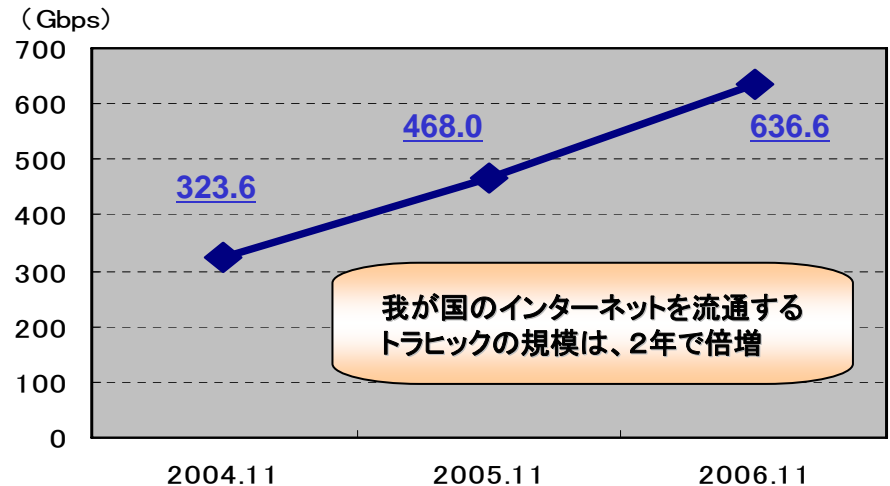
インターネットの利用目的(5位まで)

情報入手・交換から、コンテンツ・サービス購入の利用が進展



(出典) 平成18年通信利用動向調査(総務省)

我が国のインターネットトラフィックの推移(平均)



注: わが国のブロードバンド契約者のダウンロードトラフィック総量(推定値)

IV 諸外国の違法・有害コンテンツ対策の状況

- IV-1. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策① 【アメリカ】
 - IV-2. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策② 【EU全体】
 - IV-3. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策③ 【イギリス】
 - IV-4. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策④ 【フランス】
 - IV-5. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策⑤ 【ドイツ】
 - IV-6. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策⑥ 【韓国】
- (参考1) インターネット上の違法・有害コンテンツ対策に係る規律比較
(参考2) ネット映像配信に対する放送規律の適用

IV-1. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策①【アメリカ】

デジタルミレニアム著作権法

[プロバイダ等の責任]

- サービスプロバイダは、著作権者から申立を受けた際に、あらかじめ準備されたガイドラインに基づき迅速に削除等の措置を取るならば、著作権侵害に対する責任が免除される。

連邦通信法

[わいせつ等の通信の処罰]

- 電気通信装置によって、他人を不快にする等の目的で、わいせつな、淫らな、好色な、卑猥な通信を行った者は罰せられる。
(第223条(a)[通信品位法])
- ※ 合衆国憲法修正第1条の解釈上、「送り手の自由」を制約する考え方について慎重であり、通信品位法(わいせつ等の通信に対する刑事罰)については放送メディア規制と同等の特殊性を認めず、「下品な(indecent)」通信について定義があいまい等の理由で連邦最高裁が違憲と判断。

[プロバイダ等の責任]

- インターネットなどの双方向コンピュータ通信サービスの提供者又は利用者は、①別のコンテンツ提供者が提供する情報の発行者とは扱われず、また、②わいせつな、淫らな、好色な、卑猥な、過度に暴力的な、その他の好ましくないと判断したコンテンツに対するアクセスを制限するため誠実かつ任意にとった措置に関し、憲法上保護されたコンテンツであるか否かにかかわらず、責任を問われない。(第230条(c)[通信品位法]「グッドサマリタン条項」)

「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律、**または言論及び出版の自由を制限する**、または人民の平穩に集会をする、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵す**法律を制定することはできない。**」[合衆国憲法修正第1条]

連邦通信法223条

- (a) 次に該当するいかなる者も、…罰金若しくは2年以下の禁固に処し、又は併科する。
- (1) 州際通信又は対外通信について、次の行為を意図的に行った者
- (A) 電気通信装置によって、他人を不快にし、虐待し、強迫し又はいやがらせる目的で、わいせつな、淫らな、好色な、卑猥な又は下品な論評、要求、提案、申し出、画像その他の通信について、次の事項を行った者
- (i) 当該通信を行い、作成し又は要請すること。
- (ii) 当該通信の伝送を行うこと。(中略)

1997. 6連邦最高裁判決

「下品な」及び「明らかに不快な」通信を規制する部分につき執行差止の訴えがあり、連邦最高裁で、当該部分を曖昧で萎縮効果を持つものとして違憲とし、当該部分の執行を差止め。

- ※ 現在は、「わいせつな、淫らな、好色な又は卑猥な」通信に関する部分の罰則については合憲として適用されている。(1999. 4 連邦最高裁判決)

IV-2. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策②【EU全体】

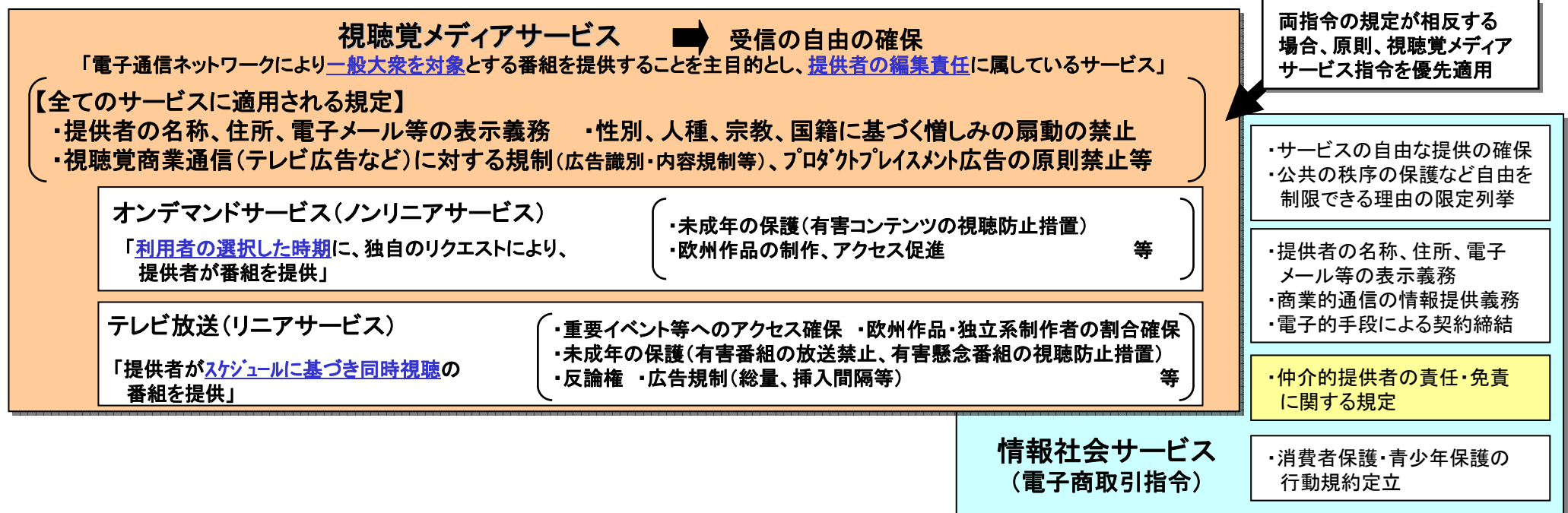
電子商取引指令

〔違法コンテンツに対するプロバイダ責任〕

- 加盟国は、情報の蓄積により情報社会サービスを提供するサービスプロバイダが、①違法なコンテンツがあることを知らない場合、又は、②その提供するコンテンツの違法性を認識して速やかに削除又はアクセス不可能とした場合には、蓄積された情報について責任を負わないことを確保するものとする。
- 加盟国は、プロバイダに対し、ホスティング等のサービスを提供する場合に、自己が伝送・蓄積するコンテンツを監視する一般的な義務を課さず、違法な活動を示す事実又は状況を積極的に追求する一般的な義務を課さないものとする。

※ 「情報社会サービス」とは、通例有償で電子的に遠隔から、かつ受領者の個別的な要求に基づいてもたらされるサービス(テレビ放送、ラジオ放送を除く)。

<参考> 視聴覚メディアサービス指令案と電子商取引指令との関係



IV-3. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策③【イギリス】

電子商取引施行規則2002

〔EU指令との関係〕

○ EUの電子商取引指令における仲介的提供者の責任・免責に関する規定を国内法に適用するため2002年に制定。

〔違法コンテンツに対するプロバイダ責任〕

- 情報の蓄積により情報社会サービスを提供するサービスプロバイダが、①違法なコンテンツがあることを知らない場合、又は、②その提供するコンテンツの違法性を認識して速やかに削除又はアクセス不可能とした場合には、蓄積された情報について責任を有しない。
- 違法コンテンツであるかどうかの判断のため、コンテンツに関する苦情はサービスプロバイダからインターネットウォッチ財団(IWF)※1に転送され、IWFの違法性の判断(わいせつ、名誉毀損、児童ポルノ等※2)に基づき、サービスプロバイダは削除等の対応を行う。

※1 「インターネットウォッチ財団」とは、サービスプロバイダにより設立され、児童ポルノをはじめとする違法コンテンツの通報窓口としてのホットライン運営等を行う機関。

※2 わいせつ出版法、名誉毀損法、児童ポルノ法により、該当するコンテンツをシステム上で視聴可能な状態に置くことが違法とされている。

携帯電話における新様式コンテンツの自主規制のための行動規範

- 高機能携帯電話が18歳未満の者を含む利用者に広く利用される状況を踏まえ、携帯電話事業者(O2、Vodafone、Orange等)が、違法通信、大量通信、迷惑通信への対策を取ることを利用者に約束するため、2004年に共同で作成した行動規範。
- 商用コンテンツプロバイダは、18歳未満の利用者に不適切なすべてのコンテンツ※3を自主分類し、各携帯事業者は、分類されたコンテンツをアクセスコントロール下に置き、年齢確認された利用者のみが利用できるようにする。
- 刑法に抵触する可能性のあるコンテンツについては、携帯電話事業者は、通知を受ければ削除できるようにする。
- 迷惑大量通信については、携帯電話事業者は、対策を継続する。
- 悪意のある通信については、携帯電話事業者は、既存の手続を適応させながら積極的に対応する。

※3 他のメディア(例えば雑誌、映画、ビデオ、コンピューターゲーム)で分類されるのと同等の分類を受けることとなる。

IV-4. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策④【フランス】

デジタル経済における信頼性に関する法律(デジタル経済法)

〔EU指令との関係〕

○ EU電子商取引指令をフランス国内において適用するための法律として2004年に成立。

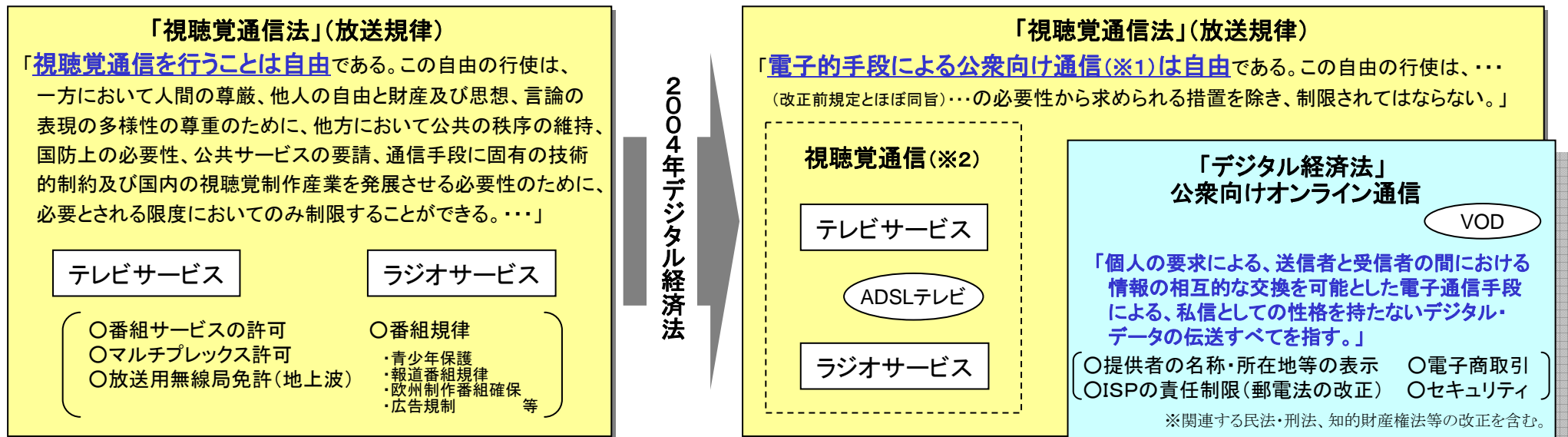
〔メディアの統合〕

○ 「公衆向けオンライン通信」の概念を創出して、「視聴覚通信」の概念と統合し、原則として「電子的手段による公衆向け通信」は自由である旨を規定。

〔違法・有害コンテンツに対するプロバイダ責任〕

○ 違法コンテンツ(人道に反する犯罪の称揚、人種差別的憎悪の扇動、児童ポルノ等)・有害コンテンツ(青少年に対するポルノ等)の対策として、公衆向けオンライン通信サービスのアクセス提供者は、

- ・ 加入者に対し、一部のサービスに対するアクセスを制限・選択可能とするフィルタリングツールを提供する義務がある
- ・ 違法コンテンツの存在を知らない場合、又は通知を受けて直ちに削除等した場合を除き、民事責任を問われる旨を規定。



※1 「電子通信の手法により、私信のあらゆる性格を持たない符号、信号、文書、画像、音声又はメッセージの、公衆又は様々なカテゴリーの公衆への提供のすべてを指す。」
 ※2 「公衆への提供の方法がいかなるものであれ、公衆向けのラジオ・テレビサービスを提供するすべての通信と、それ以外で公衆向けオンライン通信には属さないサービスの電子的手段による公衆向け通信すべてを指す。」

IV-5. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策⑤ 【ドイツ】

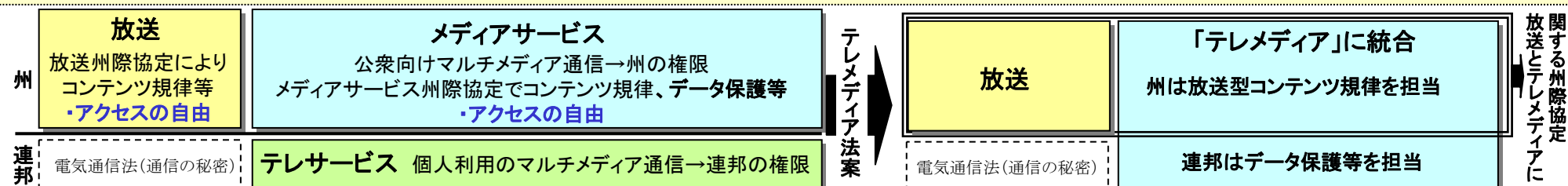
テレメディア法

〔メディア規律の統合〕

- 1997年より、「テレサービス」(個人利用)「メディアサービス」(公衆向け)を設け、規律してきたが、実体経済に即した規律体系にするため、2007年、両者を「テレメディア」に統合、州政府がコンテンツ規律を、連邦がデータ保護等を担当することを内容とするテレメディア法に改正。

〔違法コンテンツに対するプロバイダ責任〕

- サービスプロバイダは、利用者のために保存する第三者の情報について、当該サービスプロバイダが違法な行為又は情報について知らない場合、又は、違法であることを知って遅滞なく削除等した場合に限り、責任を有しない。



放送とテレメディアにおける人間の尊厳の保護及び青少年の保護に関する州際協定

〔有害コンテンツに対するプロバイダ責任〕

- プロバイダに対し、児童及び青少年の人格の発育を妨げると見なされるコンテンツを頒布・公開する限り、児童又は青少年の年齢に応じて一定のアクセス禁止または制限措置(技術的制限や時間帯制限)をとることを義務付け。
- テレメディアのプロバイダに対し、児童及び青少年の発育や教育を妨げると考えられるコンテンツを、適正と認定された青少年保護プログラムに登録することを義務づけ。(青少年保護プログラムは、州立メディアセンターにより、当該プログラムが年齢に応じたアクセス設定が可能である場合等に適正と認定される。)
- 青少年メディア保護委員会(連邦・各州のメディア監督機関により共同設置)は、プロバイダの年齢認証等のためのガイドラインを作成し、契約時の直接本人確認やサービス利用ごとの年連認証の必要性を規定している。

※ 本州際協定では、放送とテレメディアの双方について、刑法上の責任に関係なく、

- ・ 自由民主主義的な基本法あるいは国際理解の思想に反する宣伝媒体を表すもの、
- ・ 一部の民族性によって特定される集団に対する嫌悪の感情を刺激したり、暴力的な処置を誘発したりするもの、
- ・ 戦争や暴力を賛美するもの、児童ポルノグラフィティ

等の内容については、不適切なコンテンツとして禁止されている。

IV-6. インターネット上の違法・有害コンテンツ対策⑥ 【韓国】

情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律

〔違法・有害コンテンツに対するプロバイダ責任〕

- 情報通信網を通じて一般への公開を目的に提供された情報によって名誉毀損等の個人の権利が侵害された者は、当該情報を取り扱った情報通信サービス提供者(※1)に、当該情報の削除又は反論内容の掲載を要請できる。情報通信サービス提供者は、要請を受けた場合には遅滞なく必要な措置を取らなければならない、当該措置により賠償責任を減免される。
- 情報通信サービス提供者は、自ら運営・管理する情報通信網に青少年有害媒体物(※2)であることを表示しない青少年有害媒体物が掲載され、又は青少年のアクセスを制限する措置なしに青少年有害媒体物を公告する内容が展示されている場合は、遅滞なく、これを削除しなければならない、当該措置により賠償責任を減免される。

〔プロバイダに対する規律〕

- 情報通信部長官は、不法情報(※3)について、情報通信倫理委員会の審議を経て、情報通信サービス提供者に対して、その取扱いを拒否・停止・制限するように命令できる。

※1 「情報通信サービス」とは、電気通信役務及びこれを利用して情報を提供し、又は情報の提供を媒介すること。

※2 「青少年有害媒体物」とは、青少年保護法の規定により、国家青少年委員会等が青少年に有害なことでありと決定して告示した媒体物。

※3 何人も、情報通信網を通じて以下の情報を流通させることは禁止されている。【不法情報】

- ・ 淫らな符号・文言・音響・画像又は映像を配布・販売・賃貸し、又は公然と展示する内容の情報
- ・ 他人を誹謗する目的で公然と事実又は虚偽の事実を指摘して他人の名誉を毀損する内容の情報
- ・ 恐怖心又は不安感を誘発する符号・文言・音響・画像又は映像を反復して相手に到達するようにする内容の情報
- ・ 正当な自由なしに情報通信システム、データ若しくはプログラム等を毀損・滅失・変更・偽造し、又はその運用を邪魔する内容の情報
- ・ 青少年保護法による青少年有害媒体物であって、相手委の年齢確認、表示義務等法令による義務を履行せずに営利を目的として提供する内容の情報
- ・ 法令により禁止される射幸行為にあたる内容の情報 等

〔本人確認制度〕

- 次に掲げる者が掲示板(※4)の設置・運営をしようとする場合、当該掲示板の利用者の本人確認のための方法及び手続を用意しなければならない。
 - ・ 国家機関、地方自治体、政府傘下機関等
 - ・ 情報通信サービス提供者であって、提供する情報通信サービスの類型別に一日平均利用者数が10万人を超える者

※4 「掲示板」とは、その名称に関係なく、情報通信網を利用して一般に公開することが目的で符号・文字・音声・音響・画像・動画等の情報を利用者が掲載することができるコンピュータープログラム又は技術的装置。

(参考1) インターネット上の違法・有害コンテンツ対策に係る規律比較

	米 国		E U			韓 国	日 本	
			英 国	仏 国	独 国			
根拠法	デジタル・ミレニアム著作権法	連邦通信法 (通信品位法)	電子商取引指令	電子商取引規則	デジタル経済法	メディアサービス州間協定	情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律	プロバイダ責任制限法
対象行為	著作権侵害	わいせつ・不快な情報	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし
法的責任の免責要件	接続サービス	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・善意、無過失 ・違法性通知時の即時削除、必要な措置 (本年7月施行予定)	①情報の流通を放置した場合 ・権利侵害情報であることについて善意、無過失 ②情報を削除した場合 ・権利侵害情報であることについて善意、無過失又は発信者に対する照会への回答なし
	キャッシング	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	・アクセス制限、防止措置 ・善意、無過失	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的 ・原情報排除時の即時削除	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的 ・原情報排除時の即時削除		
	ホスティング	・善意、無過失 ・管理権、利得の欠如 ・ノティス・アンド・テイクダウン手続(※)		・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除		
	レファレンスサービス	・善意、無過失 ・管理権、利得の欠如 ・ノティス・アンド・テイクダウン手続		—	—	—		
監視義務	免除	—	一般的義務の禁止	—	免除	—	—	
発信者情報開示	文書提出命令 ・侵害通知の写し ・宣誓供述書 ・書記官の形式審査	—	公的機関への開示	—	公的機関への開示	—	開示請求権 ・権利侵害が明白 ・正当な理由	
備 考	・対象行為について、著作権侵害、わいせつ・不快な情報を区別して規律 ・デジタル・ミレニアム著作権法は民事責任についてのみ規定、連邦通信法は民事責任、刑事責任の免責について規定 ・著作権侵害については、プロバイダの対応について詳細に規律 ・著作権侵害行為の差止命令の範囲を、素材除去・アクセス禁止に限定		・対象行為について分野の限定なし ・英国、仏国は民事責任、刑事責任の免責について規定(EU、独国は規定上明確でない) ・違法性認知時の即時削除が免責の要件				・対象行為について分野の限定なし ・民事責任についてのみ規定 ・違法性通知時の即時削除、必要な措置が免責の要件 ・権利侵害者の削除権、反論内容の掲載要請権を規定	・対象行為について分野の限定なし ・民事責任についてのみ規定

※ ノティス・アンド・テイクダウン手続……権利者からアップロードされているものが権利侵害に当たるとの通知があったときに、プロバイダがこれを遅滞なく削除した場合には、法的責任を免責するもの。(侵害通知時の即時削除)

(一部調査中の箇所あり)

(出典)：山本隆司「プロバイダ責任制限法の機能と問題点」(コピーライト2002.7)等各種資料を参考に事務局作成

(参考2) ネット映像配信に対する放送規律の適用^(注)

		米 国	英 国	仏 国	独 国	韓 国
主な 放送規律		34年通信法 96年通信法	90年放送法 96年放送法 03年通信法	視聴覚通信法	各州州法 放送州間協定 (メディアサービス州間協定)	放送法
閉 域 網	リニア (ライブ型) 番組提供者が送信の タイミングを決定し、編 集する映像コンテンツ 配信形態	○(適用あり)	○(適用あり)	○(適用あり)	○適用あり	△(検討中)
	《参入》通信法(ケーブル・OVS) 《番組》通信法 【例】FiosTV(ベライゾン)、 U-verseTV(AT&T)	・公衆の受信に供されるもの 《参入》03年通信法 《番組》03年通信法、Ofcom番 組基準 【例】Video Networks, Kingston Communications	《参入》視聴覚法に基づく協約 《番組》視聴覚法の適用あり 【例】マリニユTV(フランステレコム)	・ネットによる独占的な放送番 組の伝送、付加的に同時並 行で行われる放送番組の伝 送は含まれる 《参入》《番組》各州州法、放送 州間協定 【例】ドイツテレコム(予定)	・2006年1月から、放送委員 会において、IPTVをはじ めとする融合サービスの 規制などの在り方につい て検討中 (実施事業者はなし)	
オ ー プ ン 網	ノンリニア (VOD型) 受信側が特定の番組 の伝送の時間を決定 する形態	○(適用あり)	×(適用なし)※1	×(適用なし)※1	×(適用なし)※1	△(検討中)
	《参入》通信法(ケーブル・OVS) 《番組》通信法 【例】FiosTV(ベライゾン)、 U-verseTV(AT&T) ※リニア型、ノンリニア型双方の サービスを提供	《参入》適用なし 《番組》一般的な違法有害情報 対策の対象 【例】Video Networks, Kingston Communications ※リニア型、ノンリニア型双方の サービスを提供	《参入》許認可なし(デジタル経 済法) 《番組》一般的な違法有害情 報対策の対象(デジタル経済 法) 【例】フランステレコム	・メディアサービス(公衆向けマル チメディア通信)に該当 《参入》許認可なし(メディアサービ ス州間協定) 《番組》メディアサービス州間協定	・2006年1月から、放送委員 会において、IPTVをはじ めとする融合サービスの 規制などの在り方につい て検討中 (実施事業者はなし)	
オ ー プ ン 網	ノンリニア (VOD型) 受信側が特定の番組 の伝送の時間を決定 する形態	×(適用なし)	×(適用なし)※1	×(適用なし)※1	×(適用なし)※1	△(一部適用)
	《参入》「情報サービス」として 非規則 《番組》一般的な違法有害情 報対策対象	《参入》適用なし。 《番組》一般的な違法有害情報 対策の対象。	《参入》許認可なし(デジタル経 済法) 《番組》一般的な違法有害情 報対策の対象(デジタル経済 法) 【例】フランステレコム	メディアサービス(公衆向けマルチ メディア通信)に該当 《参入》許認可なし(メディアサービ ス州間協定) 《番組》メディアサービス州間協定	《参入》電気通信事業法に基づ く、付加通信事業者としての 届出 《番組》放送事業者に対しては 放送委員会、その他の事業 者に対しては情報通信部が 所管※2	

※1 EU委員会では、VODによる映像配信について、最小限の放送コンテンツ規律を課す指令案を検討中。

※2 放送事業者がオープン網で映像配信を行う場合には、放送委員会により、放送法に基づく番組規律の適用を受ける。その他は違法有害情報対策の対象。

(注) 上記は典型事例についての整理であり、各国において境界事例がどの類型に区分されるか、必ずしも明らかではない。

V 有害コンテンツ対策に係る 「有害」の定義について

V. 有害コンテンツ対策に係る「有害情報」の内容

総務省の研究会における報告書

○ 電気通信における利用環境整備に関する研究会報告書(平成8年12月)(抄)

具体的にルール化を検討する場合、どのような情報を対象とすべきかを明確にする必要がある。その際、「刑事処罰の対象となるか又は民事上不法行為を構成する等の違法な情報」と「違法の程度に至らない有害なコンテンツ」に区別して議論する必要があると思われる。

○ 電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会報告書(平成9年12月)(抄)

我が国における具体的な情報流通ルールを検討するに当たっては、情報発信者又はプロバイダーに法的な責任が生じるか否かが一つの大きなポイントになると思われることから、本報告書では、法令の規定に違反し又は他人の権利を侵害する情報を「違法な情報」、それ以外の社会通念上好ましくないと思われる情報を「有害な情報」と呼ぶこととする。

○ インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告書(平成12年12月)(抄)

違法な情報とは、法令に違反したり、他人の権利を侵害したりするような情報をいい、有害な情報とは、公共の安全や善良な風俗を害するような情報をいうものとする。また、このうち有害な情報には、その発信自体が社会的に相当でないものと、受信者の年齢等の属性や受信の場面により有害性が異なり得るものがあるものと考えられる。

○ インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会最終報告書(平成18年8月)(抄)

違法な情報とは、法令に違反したり、他人の権利(法律上保護される利益を含む。)を侵害したりする情報をいい、有害な情報とは、違法な情報ではないが、公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報や特定の者にとって有害と受け止められる情報をいうものとする。

有害な情報のうち、公序良俗に反する情報については、…判断が困難な場合がある。そこで、公序良俗に反する情報への該当性の判断を支援するため、…モデル約款を策定し、一定の指針を示すことにより、…これらの情報への対応を効果的に支援することが適当であると考えられる。

青少年など特定の者にとってのみ有害な情報への対応については、どの情報を有害ととらえるかは受信者ごとに異なることから、受信者側で情報の取捨選択を行うフィルタリングの導入が有効な対応であると考えられる。

警察庁の研究会における報告書 平成17年総合セキュリティ対策会議報告書(平成18年3月)(抄)

現在、インターネット上には児童ポルノ、薬物等禁制品の密売に関する情報等の違法情報や直ちに違法とは評価されないものの自殺サイトや爆弾の製造方法、殺人等の違法行為の請負等に関する情報などの有害情報が氾濫している状況にある。

インターネットホットラインセンター ホットライン運用ガイドライン(平成18年5月)(抄)

- 違法情報 インターネット上の流通が法令に違反する情報をいう。
- 公序良俗に反する情報 違法情報ではないが、インターネット上の流通が公の秩序又は善良の風俗を害する情報をいう。

インターネットホットラインセンターにおいて対象とする公序良俗に反する情報

- ① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘因等する情報
- ② 違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
- ③ 人を自殺に勧誘・誘引する情報(集団自殺の呼びかけ等)

VI レイヤー間規律について

VI. 「ネットワークの中立性に関する懇談会報告書」(2007年9月)(抜粋)

第3章 ネットワークの利用の公平性

1. ネットワークの利用の公平性を確保するための基本的視点

ボトルネック設備を保有しているドミナント事業者の構築する次世代ネットワークについては、ブロードバンド市場の健全な発展のための鍵となる存在であることから、当該ネットワークのオープン化を図るとともに、ドミナント規制(指定電気通信設備制度)そのものについても具体的な見直しに着手し、レイヤー内及びレイヤー間の公正競争を確保することが必要である。

これにより、IP網への移行に伴い市場の統合化等が進展する中、ブロードバンド市場において水平的公正競争と垂直的公正競争の双方を確保することが可能となり、通信レイヤーはもとより、その上位レイヤーや下位レイヤーを含むブロードバンド市場全体の発展が実現することが期待される。

2. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方

(2) 接続ルールの検討に際しての基本的視点

2-1) オープン化の対象範囲

レガシー網では一体だった機能が次世代ネットワークにおいては機能分離が図られることとなる。具体的には、次世代ネットワークは、アクセス網、コア網及びサービス付与機能の3つのレイヤーから構成される。次世代ネットワークについて、NTT 東西はNNI (Network-Network Interface) 及びSNI (Application Service-Network Interface)をオープン化することを既に表明している。しかし、上記のレイヤーごとの機能分離を念頭に置くと、NNI 及びSNIに加え、各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることにより、設備非保有の事業者がレイヤー2接続等を含め、次世代ネットワークの機能のうち必要とする部分だけを利用して自由なIP 網を構築し、新事業を創出することが可能になることが期待される。

3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方

(4) 複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り方

3) 垂直的な市場支配力の濫用防止

垂直統合型のビジネスモデルが今後主流となっていく中、レイヤー間を越えた市場支配力の濫用防止に向けた公正競争確保のための枠組みについて検討することが必要である。

具体的には、通信レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の濫用の可能性について検討が必要である。ボトルネック設備を保有するドミナント事業者の市場支配力が上位レイヤーに及ぶ可能性がある³²と認められる場合、ボトルネック設備と一体として整備されるプラットフォーム機能について必要に応じて公正競争確保のためのオープン化を図ること等により、垂直統合型ビジネスモデルに係る公正競争を確保することが可能となる。

第4章 ネットワークの中立性に関連するその他の検討課題

1. ネットワークの利用の公平性に関連する検討課題

(2) 新しいビジネスモデルの登場に対応した法体系の見直し

IP化が進展する中、通信・放送の融合・連携も具体化し、通信市場における市場画定において、従来の政策領域を超えた市場統合を念頭に置いた検討が求められる可能性がある。通信と放送の融合・連携に対応した法制度の関連については、現在「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」において検討が進められており、07年中を目途に最終取りまとめが行われ、通信・放送の融合・連携に対応した法制度に関する新たな枠組みの骨子が提示されることとなっているところであり、こうした検討との整合性を確保しつつ、ネットワークの中立性を確保する観点から、通信・放送融合法制におけるレイヤー間のオープン性の確保に拡張可能な制度の枠組みを構築していくことが適当である。

(3) プラットフォーム機能のオープン性の確保

固定通信事業・移動通信事業の双方を含むプラットフォーム機能のオープン性の確保の在り方については、競争評価を通じた市場実態等の把握を行うとともに、ネットワークの中立性に関するフェーズ2の検討において更に詳細に検討を行い、具体的な施策展開の在り方について結論を得ることが適当である。³²